平成２４年（フ）第８９５０号
東京都板橋区常盤台１丁目35―22―102
債務者　若林　宏之
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７号
横浜市港南区大久保３丁目３番20号　美鈴荘102号室
債務者　深瀬　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６８号
静岡県焼津市柳新屋603番地の１　柳新屋団地106号、旧住所静岡市葵区大岩町２番10―404号
債務者　杉本　利明
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６３号
静岡市葵区追手町10番508号、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目55番36号
債務者　毗　　淳子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
北海道中川郡幕別町字猿別57番地
債務者　中田　忠光
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
北海道帯広市西17条南３丁目４番24号　ＮＫマンション西館502
債務者　菊地　正樹
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７６３４号
東京都江戸川区下篠崎町17―５―301
債務者　前田　　功
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８００号
東京都中野区上鷺宮１丁目２―２―102
債務者　原子　聖也
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９００号
東京都新宿区住吉町３―４―202
債務者　栗原　朱美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９４３号
東京都足立区鹿浜７丁目２―12―303
債務者　知久　米光
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９４４号
東京都足立区鹿浜７丁目２―12―303
債務者　三好　真弓（旧姓知久）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０９５号
東京都杉並区松ノ木３丁目21―４―102
債務者　西村　亮一
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３９号
東京都豊島区上池袋１丁目12―６　ＴＯＰ池袋第３―204
債務者　藤野　俊之
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３３３号
神戸市長田区若松町３丁目１番１―810号、従前の住所神戸市西区桜が丘西町４丁目11番地の７
破産者　益田真知子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―222号
破産者　田中　行子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４７号
神戸市長田区雲雀ケ丘１丁目７番１―403号、従前の住所神戸市中央区野崎通７丁目３番３号
破産者　上原　義彦
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５７号
神戸市兵庫区夢野町２丁目14番地の６富士マンション308号室
破産者　森　　昭
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５８号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1103号
破産者　横山　三郎
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部